

第 1 刑事裁判の基礎知識

1 刑事裁判の原則

裁判は一般に、訴えた側と訴えられた側があり、両当事者が論争し、この論争について第三者である裁判所が判断するという形で行なわれます。刑事裁判も、民事裁判など他の裁判制度と同様に、このような形で行ないます。しかし刑事裁判には、一言でいうと当事者の立場に「かたより」があり、他の裁判制度と異なる点がいくつもあります。

第1に、裁判は一般に、訴えた側と訴えられた側は、対等な状態で始まるのですが、刑事裁判はちがいます。訴えられた側(被告人)が「勝った状態」で裁判が始まります。つまり、被告人は、無罪から出発する。これを「無罪推定の原則」といいます。

裁判で有罪となれば、罰金、懲役、死刑など、市民の財産、自由そして場合によっては生命までも奪うことがあるのが刑事裁判です。それだけに、はっきりとした証拠がなければ、このような結論を出してはなりません。これは、きちんとした証拠がないまま「疑い」だけで財産、自由、生命が奪われることがあった過去の歴史に学んで、大きな犠牲を払ってきた人類が到達した、市民の権利、人間の尊厳を守るためのひとつの知恵です。

この知恵は、日本だけでなく、世界の裁判制度の規準となっています(世界人権宣言11条1項、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条2項)。つまり、刑事裁判において訴える側(検察官)は、無罪推定をくつがえすだけの有罪証拠を提出できなければ、有罪判決を獲得できません。これは、訴えられた側の被告人から見れば、被告人は無罪を証明する必要はないことを意味します。そのため、被告人は公判廷で自ら説明する義務もありません。「黙秘権」が認められているのも、無罪推定原則と深い関係があります。

第2に、この「無罪推定をくつがえす証明」のハードルは、他の民事裁判などに比べ、極めて高いものが要求されています。

一般に、刑事裁判以外の裁判では、訴えた側は、訴えられた側の証拠に比べ、「確からしい」という程度に証明できれば、勝つとされています。しかし、刑事裁判では、そのレベルでは足りません。検察官は、常識に照らして合理的な疑問が残らない程度にまで有罪を証明できないと、無罪推定をくつがえすことはできません。これを「合理的な疑問を残さない程度の証明」と呼んでいます。被告人の側から見れば、「疑わしいだけでは有罪にはされない」ということを意味します。これも市民の自由や生命、そして人間の尊厳を守るための、人類の知恵の一つです。

第3に、刑事裁判のこれらの証明や主張は、原則として、裁判所が進んで行うのではなく、訴えた側と訴えられた側の論争によって行われ、裁判所は第三者として判断をする、ということです。つまり、裁判所は、自ら進んで有罪・無罪を調査するのではなく、検察官と被告人の主張や提出する証拠を見て、前述の規準にしたがって、裁定します。

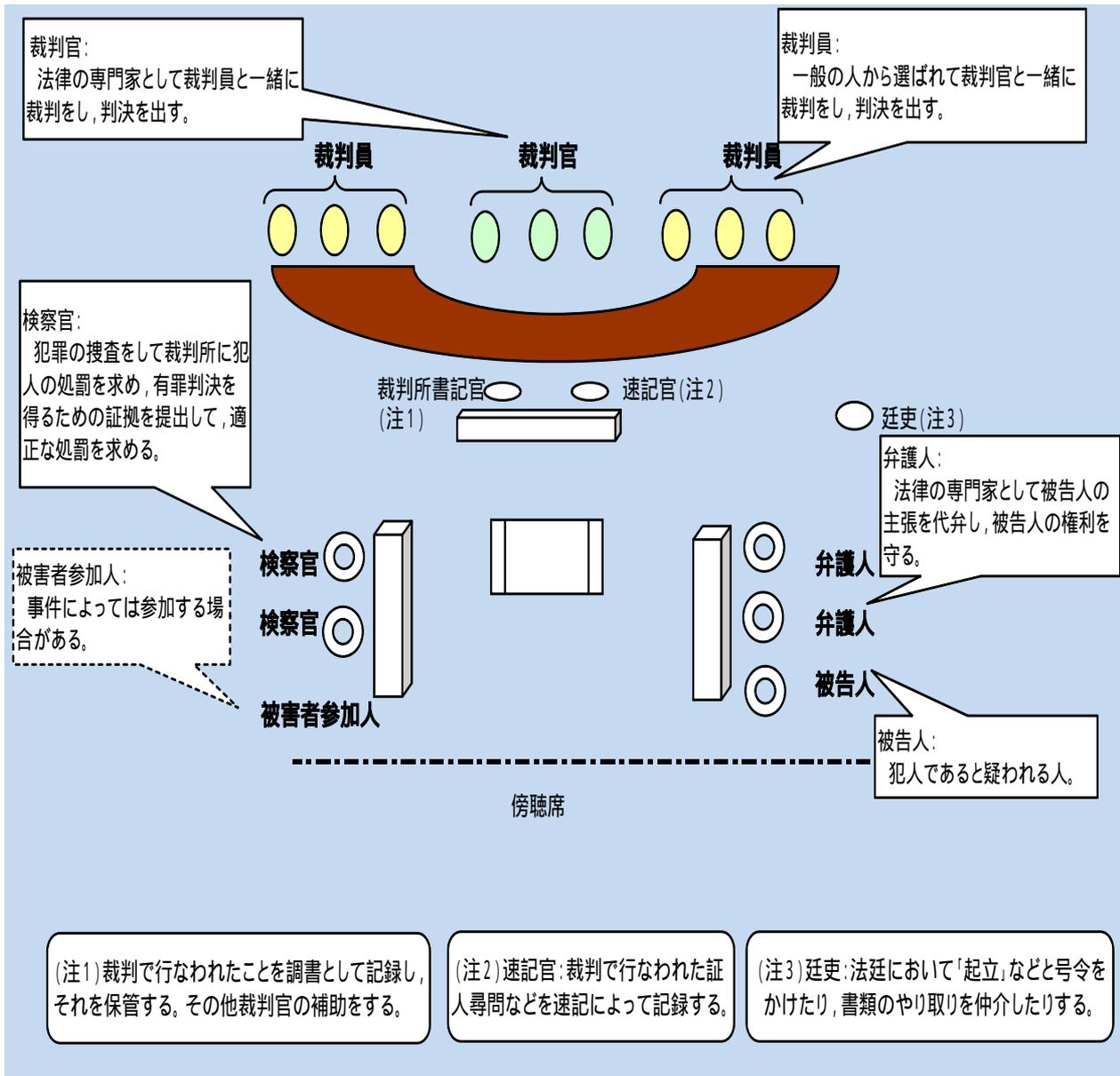
このように、刑事裁判で「真実を明らかにする」という意味は、裁判所が自ら進んで真犯人を発見するというのではなく、検察官の提出した証拠に常識的な疑問がないか

どうかを判断することによって、疑問が残らなければ有罪、疑問が残れば無罪と判断することなのです。

裁判員のみなさんには、裁判官と一緒に、このような刑事裁判の原則と仕組みに従って、判断していただくこととなります。

2 法廷の登場人物

法廷図と人物配置図



裁判員

衆議院議員の選挙権を有する一般国民の中から選ばれます。

法廷で裁判官と一緒に当事者の主張を聞き、証拠を見聞きして調べます。裁判員自ら証人や被告人に質問することもできます。審理を終わってからの評議では、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には刑の重さを議論して、判決の内容を決めます。裁判官と裁判員は、評議においては対等な立場にあります。

裁判官

法廷で裁判員と一緒に当事者の主張を聞き、証拠を見聞きして調べます。評議を進行し、裁判員に法律的な問題点を説明しながら、裁判員と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には刑の重さについて議論し、判決を出します。

被告人

犯人であると疑われて起訴された人。起訴されるまでは「被疑者」（一般には「容疑者」と呼ばれます。被疑者・被告人は、裁判で有罪が確定するまでは無罪であるとして取り扱われなければならないのが、国際的な原則です（無罪推定の原則 p.8）。

被告人が座る位置は、従来の法廷では、弁護士席の前や、裁判官席の正面などでした。しかし、裁判員制度をきっかけに検討された結果、当事者として弁護士と並んで座ることになる見とおしです。これによって、裁判中に弁護士と打合せもしやすくなります。

検察官

犯罪の捜査をし、捜査の結果、犯人と疑われる人（被疑者）に対して刑罰を科す必要があると判断すれば、裁判所に対し、その被疑者の処罰を求めます（起訴）。

裁判では、有罪判決を得るための証拠を提出し、被告人に対する適正な処罰を求めます。

弁護士

刑事手続において、被疑者・被告人の主張を代弁し、その権利を守ります。

被疑者・被告人は、憲法上、刑事訴訟法上さまざまな権利を保障されています。これは、国家や権力者が犯罪者を処罰してきた世界の歴史の中で、多くの不当な人権侵害が繰り返された悲劇の中から、不当な人権侵害をすることなく適正な裁判を実現するため、国際的に作られてきた原則に基づくものなのです。

大事なものは、憲法や法律でそのような権利が保障されているというだけでなく、それを実現することです。しかし被疑者・被告人は、法律の専門家ではありません。加えて、捜査機関は、強大な権限を持っています。

そこで、このような被疑者・被告人の権利を現実のものとするために、法律の

専門家である弁護人の助けが必要となるのです。

被害者参加人

殺人や強盗致死、強盗致傷などある一定の事件の被害者は、被害者参加人として刑事裁判の手續に参加することを認められる場合があります。この場合、被害者参加人（または、その依頼を受けた弁護士）は、公判期日に出席することができますし、直接、被告人側の情状証人に対して証人尋問をしたり、被告人質問をしたりすることができます。また、検察官の論告・求刑の後に、被害者参加人としての最終的な意見を述べることもできます。

3 刑事裁判手続の流れ

裁判員の参加する刑事裁判の流れ

裁判員候補者名簿に登載

毎年末頃、名簿にのった方に、裁判所からお知らせがきます。

呼出し通知

具体的な事件について、裁判員候補者になったことと、選任手続の日程のお知らせがきます。お知らせは、6週間ほど前に出されます。

起訴(検察官の公訴提起)

検察官がある人が罪を犯したと判断して、処罰を求めるために裁判所に訴えを起こすこと。

公判前整理手続

公判の審理を充実させるために裁判官・検察官・弁護人で、事件の争点と証拠をあらかじめ整理し、審理の計画を立てます。

裁判員選任手続期日

裁判長から簡単な質問があり、その事件を担当する裁判員が、くじで選ばれます。

(選任手続に続いて公判審理開始)
さあ、裁判員が参加して、審理がはじまります

刑事裁判で重要なのは、無罪推定の原則

1) 冒頭手続

報告書
p 15 ~ p 20
を参照

被告人の名前などを確認してから、検察官が起訴状を読み、被告人や弁護人に意見を聞きます。

2) 証拠調べ

p 21 ~ p 43
を参照

証拠調べの最初に冒頭陳述で、検察官と弁護人が、それぞれ考えている事件のストーリーを述べたあと、事実があったかどうかを判断する材料になる証人や書類などの証拠を調べます。

3) 論告 求刑 弁論

p 44 ~ p 45
を参照

全ての審理の結果にもとづいて、検察官は「論告」で、弁護人は「弁論」で最終的な主張を述べます。

4) 評議

報告書
p 46 ~ p 64
を参照

有罪無罪を決めます。有罪ならば刑の種類と重さを決めます。

審理の途中で、「中間評議」がされることがあります。全ての審理が終わってから、裁判員と裁判官がいっしょに討議して、被告人は有罪か無罪か、有罪の場合には、科す刑罰の種類と重さを決めます。裁判員と裁判官は対等です。遠慮なく十分な討議をしましょう。

判決宣告

評議の結果にもとづいて、法廷で判決を宣告します。

無罪

有罪
(執行猶予・実刑など)